

令和3年第8回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和3年7月28日（水） 午後2時00分から午後3時53分		
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室		
出席委員	教育長	西村	文一
	教育長職務代理者	松山	顕子
	委 員	野口	喜代美
	委 員	山脇	秀錬
	委 員	藤田	浩二
事務局出席者	教育部長	山本	英司
	次長（社会教育担当）	田村	勝也
	次長（総務・管理担当）	松本	忠
	次長（学校教育担当）	乾	斉司
	次長（人権担当）	地平	勝弥
	教育総務課長	谷	綾子
	社会教育スポーツ課長	杉本	茂夫
	国スポ・障スポ推進室長	北村	俊文
	人権教育室長	宿谷	辰夫
	保育幼稚園課参事	西田	ひとみ
	保幼施設整備室長	田中	秀樹
	教育総務課長補佐	武部	薫
書記	教育総務課係長	山本	明美
傍聴者	2名		

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和3年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 7月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和3年第4回甲賀市議会定例会（6月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 滋賀県 東京パラリンピック聖火フェスティバルへの参加について
- (4) 人権に関する総合計画の見直し（案）及びパブリックコメントの実施について
- (5) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第50号 臨時代理につき承認を求めることについて
（臨時代理第18号 甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の解嘱について）
- (2) 議案第51号 臨時代理につき承認を求めることについて
（臨時代理第19号 甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の委嘱について）
- (3) 議案第52号 甲賀市小中学校教育のあり方審議会委員の委嘱について
- (4) 議案第53号 甲賀市図書館協議会委員の委嘱について
- (5) 請願第1号 中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願について

4. その他、連絡事項など

- (1) 市内小中学校の行事等について
- (2) 令和3年第9回（8月定例）甲賀市教育委員会について
- (3) 教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 0 0 分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年第 8 回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。さて、7 月 31 日は、平成 19 年、高知県四万十川での甲賀市教育委員会主催の野外体験講座におきまして、市内小学生 2 人の大切な命を奪う事故を起こした日でございます。市ではこの日を二度とこのような事故を起こさない日とするとともに、事故を教訓として、安心安全な青少年活動に取り組むため、条例で「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めております。本日改めて、事故でお亡くなりになりました美馬沙紀さん、藤田真衣さんのご冥福を心からお祈りするとともに、今後益々の安全な事業推進を図ることをお誓いし、黙祷を捧げます。皆様ご起立をいただきますようお願いいたします。

（一同 黙祷）

お直りください。ありがとうございました。市では、この条例におきまして、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民の皆様、市のあらゆる機関が青少年活動実施団体と連携、協力して事業に取り組むこととしております。

引き続きまして、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、令和 3 年第 8 回教育委員会定例会にご出席いただきありがとうございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

只今は、先週の教育委員会委員協議会に引き続き、みなさんと共に

黙祷を捧げました。明後日の朝礼時には、庁内放送にて市長訓示も行われ、全庁挙げて安全な事業推進を確認いたします。私自身も学校教育課に勤務していた事故当時のことをいつも心に留め置き、これからも安全・安心な教育行政を進めてまいりたいと改めて思うところです。

さて、7月中旬の梅雨明け以来、夏休みに入って、連日厳しい暑さが続いています。昨年度は中止になった中学校の部活動の大会も、今年は無観客などの感染対策を講じながら開催されています。夏季総体の県大会は今日、明日の2日間で行われ、その後、近畿大会、さらには全国大会へと繋がります。陸上競技は、他の競技に先駆けて全国大会出場が決まりますが、7月18日に行われた通信陸上県大会で、水口中の土城隼磨君が、3年男子100m予選において11秒07の記録で参加標準記録を突破し、茨城県で開催される全中大会の出場が決まりました。他の競技も今後の健闘によって、全国大会への出場の道が開かれることとなっております。

また、様々な議論の渦中で始まった、T O K Y O 2 0 2 0 オリンピックの開会式が7月23日夜に行われ、連日連夜、各競技での熱戦の様子がテレビ等で伝えられています。期待に応じて力を発揮し栄冠を勝ち得て賞賛される選手がいる一方で、そうでなく悔しく残念な思いをしている選手も少なくありません。それぞれの悲喜こもごものインタビューでの表情を見るにつけ、いずれも胸を打たれるものがあります。

本市出身でライフル射撃競技に出場の山田聡子選手は、25日の女子10mエアピストルでは23位、また昨日の混合10mエアピストルでは20位の成績で、明日、明後日の残り2種目での活躍が期待されるところです。

さて、スポーツに限らず、私たちは「ライバル」という言葉をよく口にします。「rival」という英単語を私たちは「お互いの力を認め合った良き競争相手」という意味で使っています。しかしながら、英語の「rival」は「常に対立し合っている宿敵」という意味で「好敵手」という意味はないそうです。「rival」という英単語の語源はラテン語

の「小川」を意味する単語から派生したものであるということを知りました。「小川」や「川」を表す英単語はご存知のとおり「river」であり、「rival」と「river」とは語源的に深い関係があるのです。元々の「river」という意味が、「同じ川を共有し、その水源や水利権を巡って争う人々」に派生し、そこから「ひとつしかない貴重なものを求めて争う人々」という意味へと発展し、フランス語を経由して「rival」という英語になったということなのです。現在の我が国での私たちの生活からは実感しにくいですが、このように「rival」という英単語の語源からもわかるように、はるか昔から現在に至るまで世界中で水を原因とした争いは続いています。私たちが生きていくうえでなくてはならない水を確保するために「川」を巡って争ったことが「ライバル」の語源であり、その後英語での「宿敵」となり、日本語としては、スポーツに限らず様々な分野でお互いに刺激を与え合う「好敵手」という意味で広く用いられています。日常生活や仕事においても、お互いに「認め合う」「支え合う」「高め合う」、いわゆる切磋琢磨できるような「ライバル」を持つことが大切であると、オリンピックを見ていると感じるところです。

この後、次第に沿って定例会を進めさせていただきます。委員の皆様方の慎重な審議をお願いし、令和3年第8回教育委員会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和3年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1につきましては、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見ご質問等ないようでございますので、ただ今の会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 6月23日開催の第7回教育委員会定例会以後の教育長・教育行政報告について、資料2の中から、以下の4件について報告いたします。

まず1点目は、7月10日(土)に旧鮎河小学校で行なわれました「旧鮎河小学校・開放日」についてです。本市では、鮎河小学校の跡地活用に向け、事業提案選考において最優秀提案事業者となった民間事業者と最終調整を行っています。閉校に関わるセレモニー等は既に終えておりますが、事業が開始されるまでに鮎河小学校の関係者のみなさまに思い出深い学校をご覧いただけるよう、開放日を設定いたしました。当日は、約4時間の間に、地域住民の皆様や卒業生を中心に約100人の来場者があり、特にアルバムにまとめられた懐かしい写真に見入っておられる方が大勢いらっしゃいました。

学校備品の多くは、現在、鮎河地域の子どもたちが通う土山小学校を中心に市内の小中学校や公共施設で有効に活用されていますが、活用が困難である思い出の品については、参加者にお持ち帰りいただきました。

次に2点目は、7月11日(日)午前中に県立水口高校で行われました「水口高等学校新ライフル射撃場落成式」についてです。この度、道路からもよく見える、水口高校の敷地内に、新ライフル射撃の専用施設が完成しました。東京オリンピック・ライフル射撃競技で日本代表となった山田聡子選手の母校でもある水口高校は、全国的にも強豪として知られ、今年の全国高校総体・インターハイにおいても活躍が期待されます。校長先生のお話では、ライフル射撃は、全国的にも私立の中高一貫校に強豪が多く、ライフル射撃の専用施設を備えている学校は全国的にも稀であるとのことでした。セレモニーの後には、部員による初撃ちもあり、キャプテンがお礼と今後の抱負を語ってくれました。水口高校ライフル射撃部、また卒業生のみなさんの今後のご活躍をお祈りいたします。

次に3点目は、7月19日(月)の夜に開催されました「第1回子どものいじめ問題対策委員会」についてです。本市の「いじめ問題対

策委員会」については、「いじめ対策防止推進法」の規定に基づき教育委員会の附属機関として、平成26年4月に設置されました。4名の委員で組織される本委員会は第三者委員会として、特に重大事案発生時には、取り組みを検証するとともに、今後の対応について助言いただく貴重な組織であります。重大事案とされる事案がない状況で開催された今回の委員会では、市内小中学校におけるいじめ事案2事例に関して、学校や教育委員会の対応について説明をし、委員の皆様からのご意見をいただきました。各学校では、いじめの未然防止と早期発見、早期対応、さらに丁寧な事後対応を心掛けるとともに、組織・体制づくりや、保護者や地域との信頼関係の構築、関係機関との連携に努めているところです。

最後に4点目は、7月21日（水）午前に行われました「ALT（外国語指導助手）への感謝状贈呈」についてです。7月で任期が終わる二人のALTと、関係の小中学校の校長先生に来ていただき、感謝状贈呈式を執り行いました。二人とも2018年8月より3年間、ALTとして活躍していただきました。授業の中だけではなく、休み時間や給食の時間、放課後などの機会を利用して子どもたちとの交流を大切にしておられたり、また、部活動の指導にも積極的に参加して子どもたちとともに汗を流したりされていたと校長先生から紹介がありました。

8月からお一人はこれまでのALTとしての豊富なキャリアを生かして県のアドバイザーとして引き続き滋賀県でお仕事を続けられ、もうお一人はアメリカの大学院で学ばれるとのことのお話でありました。特に、昨年3月からは、新型コロナウイルス感染防止のために、学校が3か月の臨時休校となり、再開後も多くの制約の中で、特に声を出すことが大切である英語の指導では、苦労され、また工夫いただいたことと思います。

しかし、そのような困難な状況でも、語学・英語の指導だけでなく、国際理解や文化交流などの面でも大変貢献していただきました。新しい道での更なるご活躍をお祈りしたいと思います。

以上、7月分教育長教育行政報告といたします。

教育長 それではただ今の7月教育長教育行政報告について、何かご質問等
ございましたでしょうか。

野口委員 7月27日開催されました「地域のリーダーとの意見交換会」につ
いてですが、信楽地域から順に他の地域を回られるのでしょうか。ま
た、内容について教えてください。

教育長 昨日、7月27日が第1回目でしたので、詳しくは次回8月分教育
行政報告で報告させていただこうと思っておりましたが、簡単に報告
します。意見交換会は全8会場で開催します。本来ならもっと早い時
期の開催を計画されていましたが、コロナ禍のためにようやくの開催
となり、8月中旬までの予定となっています。主な内容といたしまし
ては、市長の挨拶、市政について説明の後、健康福祉部長から新型コ
ロナウイルスワクチンの接種状況の現状、今後の見通しなど説明があ
りました。

また、危機・安全管理統括監からは、災害時の避難等についてお願
いと説明がありました。さらに、今後の自治振興会における町づくり
について総合政策部長から説明がありました。

その後、各地域で活動を進めていただくにあたって、困っておられ
ることや悩んでおられることについて意見交換が行なわれました。

野口委員 ありがとうございます。参加者の方から何かご意見などありまし
たか。

教育長 このような場に出された意見に対しては「検討します」だけで終わ
らず、いつまでにどれだけするのかははっきり示して欲しいという意見
がありました。また、自治振興会等の活動場所の保障について要望が
ありました。教育委員会関係では、小中学校の再編計画について、今
後の方向性や考え方について質問をいただきました。

藤田委員 昨日は私も参加させてもらいました。担当の方に丁寧に受け答えし
ていただきました。水口や甲南に比べ施設の状況がどうなのか、とい
う意見が信楽会場では出ていました。丁寧に聞いてもらえてよかった
と思います。自治会でできること、自治振興会でやっていかなければ

ならないことについて考えました。

私も、信楽は少子高齢化が進んでおり出生数が年間40人を切っているのはどうなのかと思っており、そのことを言わせてもらいました。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。

教育長 それでは、ただ今の7月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和3年第4回甲賀市議会定例会(6月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料3に基づき報告を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の(2) 去る6月4日から29日にかけて開催されました令和3年第4回甲賀市議会定例会(6月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料3に基づき報告いたします。

まず、1の補正予算案件、議案第51号令和3年度甲賀市一般会計補正予算第3号につきましては、6月24日に開催されました予算決算常任委員会において審議のうえ、29日の本会議最終日に、原案どおり可決をいただきました。補正予算の主な内容につきましては、小中学校において昨年度いただきました寄附金を一旦積み立てていました教育振興基金および、今年度1法人、2団体からいただきました教育振興寄附金を財源として、教材用備品および図書の購入にかかる予算を計上。また、図書館において昨年度、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のためにいただきました寄附金を一旦積み立てていました教育振興基金を財源として、図書館の感染症対策備品を購入する予算を計上し、可決をいただきました。お認めいただいた予算は、早期に事業効果を発揮するよう適切、迅速に執行してまいります。

次に2の一般質問についてであります。今議会では12名の議員の方々から、教育委員会関係のご質問をいただき、市長をはじめ、教育長、私からそれぞれ答弁をいたしました。それでは、少し時間をいただきまして、質問概要についてご説明申し上げます。資料3別紙1、一般質問要旨整理表をご覧ください。

まず、田中喜克議員からは、水口スポーツの森をはじめとする市内

スポーツ施設の再整備に関する質問、教育研究所の活動についての質問、子どもたちの環境学習や体力向上についての質問がありました。

次に、小河文人議員からは、今後の森林保護と国産材利用に関連し、学校施設の改修および新築に対しての木造校舎採用についての質問がありました。

次に、森田久生議員からは、図書館の統廃合、教育課題解決のための取り組み、幼保・小中学校再編計画について質問がありました。

次に、岡田重美議員からは、コロナ禍における生活困窮者への支援に関連し、児童・生徒の「生理の貧困」について質問がありました。

次に、山岡光広議員からは小学校でのランリュックの導入について質問がありました。

次に、堀郁子議員からは、児童・生徒の「生理の貧困」に関する質問と校則についての質問がありました。

次に、橋本律子議員からは、1点目に林業遺産の保存・公開の状況や、今後の活用についての質問、2点目に甲南体育館周辺の土地利活用についての質問がありました。

次に、田中新人議員からは、1点目に小中学校でのタブレット端末を導入した授業について、運用状況や効果、今後の展開等についての質問、2点目にスポーツによる地域活性化について、市内スポーツの現状や、関係団体との連携や広報活動等に関する質問がありました。

次に、谷永兼二議員からは、学校に行きづらさを感じる子どもたちの学校以外の選択肢について、不登校児童・生徒の推移と現状および対応の状況、公的施設、民間施設の利用状況、不登校児童・生徒の減少に向けた取り組み等についての質問がありました。

次に、里見淳議員からは、GIGAスクールについて、タブレットの整備・稼働状況や先生、子どもたちへの影響などについて質問がありました。

次に、小西喜代次議員からは、新型コロナウイルス感染症に関連して、東京五輪開催について、また、幼保・小中学校再編計画における再編検討協議会の報告に対しての考え方等に関する質問がありました。

最後に竹若茂國議員から、自治振興会、区（自治会）、市民センター、公民館の運営と今後のあり方として、公民館活動の役割や自治振興会や夢の学習との連携等について質問がありました。

なお、答弁につきましては別添の通りでございます。

以上、令和3年第4回甲賀市議会定例会（6月）提出議案（教育委員会関係）の結果についての報告とさせていただきます。

教育長

ただ今、甲賀市議会定例会提出議案（教育委員会関係）の結果について報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、甲賀市議会定例会提出議案の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（3）滋賀県 東京パラリンピック聖火フェスティバルへの参加について、資料4に基づき報告を求めます。

国スポ・障スポ推進室長 それでは、「滋賀県東京パラリンピック聖火フェスティバルへの参加について」説明させていただきます。

まず、東京2020パラリンピック聖火リレーについて説明させていただきます。パラリンピックの聖火リレーは、来る8月17日から競技会場地となります東京、静岡、千葉、埼玉の1都3県で実施されます。8月20日から都内で実施されますが、聖火リレーが実施されない43道府県で採火を行い東京都へ集め、その集めた火を聖火として使用されることになっております。滋賀県では、8月15日（日）に東近江市にあります県立平和祈念館において、聖火フェスティバルを実施されます。野洲市、守山市、滋賀県、そして本市の4自治体が参加する予定となっております。各自治体が、それぞれの形で採火されることになっており、採火の方法につきましては、資料に記載のとおりでございます。

本市につきましては、8月13日（金）18時から、水口町三大寺にごございます飯道寺境内におきまして、例年、杣川夏祭りにあわせて、江州飯道山行者講の皆さんが、世界平和と戦没者慰霊のために実施されております護摩供養の火を「甲賀の火」として採火させていただき、

滋賀県聖火フェスティバルに届ける計画でございます。

所作等につきましては、江州飯道山行者講の皆さんにお願いしており、プログラムにつきましては、現時点での案でございます

まず、１７時３０分から飯道寺住職により火起こしをいただき、祈願を行っていただきます。１８時から、護摩供養を開始していただき、火天壇、本尊壇、諸尊壇と業が続き、１８時５０分頃には、護摩供養は終了となります。護摩供養終了後の「残り火」から採火させていただき予定をしております。採火式には、市長および教育長に出席いただき、市長によりランタンに火を移していただきます。式典は市長挨拶を含め１０分程度で、概ね１９時の終了を予定しております。

今回の採火式の模様は、市民の方々の見学等も考えましたが、所作を行う飯道山行者講様から、新型コロナの収束が見えない状況であり、感染拡大を防止する観点から、来賓および一般参列者なしで催行したいとの強い意向がございますので、採火式の模様については、あいコムこうかを含むマスコミに情報提供を行い、新聞等で広く市民の皆様にご報告をできればと考えております。

以上、滋賀県東京パラリンピック聖火フェスティバルへの参加についての説明とさせていただきます。

教育長 ただ今、滋賀県東京パラリンピック聖火フェスティバルへの参加について報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、滋賀県東京パラリンピック聖火フェスティバルへの参加について、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（４）人権に関する総合計画の見直し（案）及びパブリックコメントの実施について、資料５に基づき報告を求めます。

次長（人権担当） 「甲賀市人権に関する総合計画の見直し（案）及びパブリックコメントの実施について」ご説明させていただきます。

現在の計画である甲賀市人権に関する総合計画は、平成２９年度から令和１０年度までの１２年間の計画となっておりますが、社会情勢の変化や国内外の動向により、必要に応じて４年ごとに見直しができ

ることとなっております。

今回、社会情勢の変化、とりわけ令和2年に発生しました新型コロナウイルス感染症について、感染症に起因する人権問題を新たな人権課題として見直しを行うものであります。

それでは教育委員会定例会資料に基づきご説明させていただきます。

「1. これまでの経緯」をご覧ください。令和2年度より甲賀市人権尊重のまちづくり審議会を2回開催し、「甲賀市人権に関する総合計画改訂版（案）」を作成しました。

つぎに、「2. 見直しの方向性」につきまして、本計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定する関連計画並びに第2次甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定しております他の計画等と整合性を図るとともに、現行計画の基本理念に基づきこれまでの成果や課題等の検証を行い、見直すこととしております。社会情勢の変化、とりわけ新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題を中心に見直しを行っております。

「3. 計画の期間」につきましては、令和3年10月から現計画の終了期間である令和11年3月までの期間としております。

つぎに、「4. 今後のスケジュール（案）」につきまして、令和3年8月に部長会議でパブリックコメントの実施について報告、同じく厚生文教常任委員会でパブリックコメントの実施について報告、同じく議会全員協議会でパブリックコメントの実施について報告、9月にパブリックコメントを9月1日から30日までの期間実施する予定をしております。10月に幹事課長会、部長会議で計画を策定いたしまして、同じく10月に甲賀市人権尊重のまちづくり審議会で計画の策定について報告、10月教育委員会定例会で計画策定の報告、11月に厚生文教常任委員会、議会全員協議会で計画策定について報告させていただきます。

続きまして、資料「甲賀市人権に関する総合計画改訂版（案）」をご覧ください。今回改訂させていただいた箇所につきましては、赤字で記載させていただいております。

目次をご覧ください。目次につきましては、今回新たに追加したページを赤字にしております。第2章人権に関する現状「2. 人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識」の（3）平成29年度以降の調査と調査結果の概要として、平成29年度以降に実施した「甲賀市市政に関する意識調査」の結果を追加しております。

同じく、「3. 人権に関する計画の取組状況」の（4）人権に関する施策の取組状況に「策定後4年間 分野別課題ごとの施策と教育・啓発取組状況」を追加しております。

次に、第3章今後の人権施策の課題に「感染症に起因する人権問題」を、第4章人権施策の展開方向「4. 具体的な取組」（3）分野別の取組に、「感染症に起因する人権問題」を追加しております。

次に、計画書1ページをご覧ください。第1章はじめに、1. 計画策定の趣旨の下から3行に中間見直しを追加しました。

次に、計画書2～3ページをご覧ください。2. 人権をめぐる主な動向の（1）国際的な動きについて、現計画以降の動きを加筆しております。

次に、計画書4ページをご覧ください。（2）国・滋賀県の動きについて、現計画後の内容を加筆しております。

計画書5ページをご覧ください。5. 調査結果の表示方法について、現計画7ページに記載していたものを今回新たに追加した20ページ以降の調査にも該当することから、こちらの場所に変更して記載しております。

計画書6ページをご覧ください。人口の推移につきまして、令和2年度までを追加しました。

次に、計画書20ページをご覧ください。（3）平成29年度以降の調査と調査結果の概要を記載しております。人権に関する総合計画策定時には、「甲賀市人権に関する市民意識調査」を実施しましたが、それ以降は人権のみでの意識調査を実施しておりませんので、目的や質問項目に違いはありますが、「甲賀市市政に関する意識調査」の人権に関する部分を参考に、人権に対する市民意識の現状を記載しており

ます。

計画書 21 ページをご覧ください。(1) 人権が尊重されるまちになっているか(平成 29 年～令和 2 年)に実施した調査です。

本市は「人権が尊重されるまち」になっているかという問いに対しては「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」を合わせた『感じる』の割合は平成 29 年 33.6%、平成 30 年 31.0%、令和元年 27.2%と減少していましたが、令和 2 年は 37.7%と策定後 4 年間で最も高くなっております。

続きまして、25 ページについてはアンケート調査を分析した結果を赤字で記載しております。27 ページ以降の国、県および本市の他の計画等との整合による修正や取組状況等については、説明を省略させていただきます。

次に、61 ページをご覧ください。感染症に起因する人権課題について、今後の人権施策の課題について記載しております。本文 9 行目「このような中で、国内外において新型コロナウイルス感染症に罹患した人への不当な差別や、差別を助長・誘発・扇動する言動が起きました。それらは、罹患者だけでなく、罹患者の家族や医療従事者、運送業者などのエッセンシャルワーカー等や罹患者が所属する学校や企業、集団にも向けられました。」を記載しました。2 行下には「本市においては、「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」として啓発チラシを作成して、市のホームページに掲載したり各戸配布するなどの啓発活動を行いました。また、学校においては、令和 2 年 4 月に滋賀県教育委員会事務局人権教育課から発出された「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」に基づき、休校明けすぐに感染症対策とともに、人権への配慮について事前指導を行うなど、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめを予防するための取組を行っております。」と記載しております。

次に 80 ページをご覧ください。中段以降になりますが、「感染症に起因する人権問題」についての取組として、1 つめに「感染症の患者、感染者、元患者やその家族などに対する偏見・差別をなくすため、

さまざまな感染症について正しい理解を深める教育を推進します。」 2 つめに「さまざまな感染症についての学びをもとに感染症の患者、感染者、元患者やその家族などの人権が尊重される社会が実現できるよう啓発活動に取り組みます。」その次に「さまざまな感染症に対する偏見や排除、差別意識を生んできた背景や現状に目を向け、当事者だけの問題でなく社会全体の課題として、人権教育・啓発を進めていきます。」と取組状況を掲げております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

教育長 ただ今、人権に関する総合計画の見直し（案）及びパブリックコメントの実施について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 アンケートについてお聞きします。対象は無作為ということですが、外国籍の人も無作為で抽出されているのでしょうか。意識されて何人か抽出ということはあるのでしょうか。

次長（人権担当） アンケート調査につきましては、抽出対象者は20ページに記載させていただいておりますが、無作為の抽出で市内にお住いの18歳以上の人としており、特に外国籍の人を抽出ということはしておりません。

野口委員 それでは、外国の人が含まれるということはあるのですね。

アンケートも含めいろいろな人権の取り組みで感謝していることがあります。今回の改訂は主に新型コロナウイルス感染症についてということですが、見直しの方向として社会情勢の変化が盛り込まれており、社会情勢の変化は感染症だけでなく様々にあると感じています。

一昨年のもちづくり懇談会で、私の地域では外国籍の方の人権を扱われました。たまたま近くにベトナムから来られた研修生の方が一軒の家を借りて住んでおられるのですが、非常に地域の人と良い交流をされています。また、貴生川学区では自治振興会を中心に「ご近所さん福祉」の取り組みをされています。貴生川学区の各地域に見守り・助け合いのネットワークがあり、どのようにして支えあうか取り組まれています。ある地域では外国籍の方の情報がもっと欲しいとい

う意見が出されたり、防災福祉に関して外国籍の方の人権を考えたり、様々な人権について意見が出されるのは意識啓発によるものだと思いますし、ありがたいと感じています。これも一つの社会の変化かなと思っております。

質問ですが、61ページについて、コロナにいろいろな取り組みがありますが、チラシの配布だけでなく、市民の活動団体や人権関係のリーダーに対して講演会など取り組まれているのではないですか。そういう取り組みも出せば、単に情報を配布しているだけではないとわかると思います。

もう1点は、ワクチンを受けた受けてないことでの差別もありますが、この点についてはどういうところに反映されるのでしょうか。

次長（人権担当） ご質問の取り組みについてですが、令和2年度の実績ですと人権推進協議会では人権レター「感染者と人権」を発信していただきました。また、あいコムこうかの「きらめき人権」という放送番組で感染症と人権について広報周知していただいています。その他各地域の人権推進協議会で様々に取り組んでいただいております、計画書には記載されておりませんが活動について広く市民の方に知っていただくために広報・周知していききたいと思います。

人権教育室長 コロナ差別について学ぶということについては、講師の派遣依頼を受けまして区や自治会、社会福祉協議会などで講演を行っております。

次長（人権担当） ワクチン接種に関する差別ですが、最初はエッセンシャルワーカーの方の人権課題がありましたが、接種についての人権課題が出てきています。今後の啓発については、そのような部分も含め、正しく理解していただくための啓発・周知を行っていきます。

野口委員 73ページの相談支援体制についてお聞きします。相談をしたくても窓口に行くのが難しい場合もあります。相談体制についてはどのようにお考えでしょうか。

次長（人権担当） 外国籍住民の方に対する相談は、生活環境課に外国人相談員が3名おり、外国籍の方の言語で相談を受けております。いろいろな内

容の相談があり、他部署に業務がまたがる場合は庁内の「つなぐシート」という連携のためのシートを活用して担当課に相談をつないでいます。専門的な相談になり法的な知識が必要な場合は、法テラスなど専門的な相談機関につないで対応しています。

野口委員 毎月広報に相談の情報が掲載されていますが、多言語版はないのでしょうか。

次長（人権担当） 広報の担当課である秘書広報課と相談させていただきたいと思っています。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。
（委員全員 質問なし）

教育長 それでは、人権に関する総合計画の見直し（案）及びパブリックコメントの実施については報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（５）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係職員のみで非公開とします。
（非公開）

教育長 続きまして、３．協議事項に入らせていただきます。

（１）議案第５０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１８号甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の解嘱について）並びに、（２）議案第５１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１９号甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の委嘱について）は、関連がございますので一括で資料７、並びに、資料８に基づき、説明を求めます。

教育総務課長 議案第５０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１８号甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の解嘱について）及び、議案第５１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１９号甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の委嘱について）は関連がございますので、一括してその提案理由を申し上げます。

甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員は、甲賀市保育園及

び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱第4条の規定に基づき、市教育委員会が委嘱又は任命することとなっています。議案第50号については、保育園保護者会役員交代により令和3年6月30日付けで1名を解嘱するものです。また、議案第51号については、同要綱第4条の規定により、関係する保育園の保護者として、令和3年7月1日付けで別紙記載の1人を委嘱したことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。なお、委員の任期は、同要綱第5条の規定により、第3条の協議を終えるまでとなっております。

以上、議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第18号甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の解嘱について）及び、議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第19号甲南地域認定こども園実施計画検討協議会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第50号並びに、議案第51号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第50号並びに、議案第51号について承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（3）議案第52号甲賀市小中学校教育のあり方審議会委員の委嘱について、資料9に基づき、説明を求めます。

教育総務課長 議案第52号甲賀市小中学校教育のあり方審議会委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則第3条第2項の規定に基づき、令和3年7月30日付けで別紙記載の10名を委員委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるものです。なお、委員の任期は、同規則第4条第1項の規定により、第2条に規定する検討が終了

する日までとなっております。

以上、議案第５２号甲賀市小中学校教育のあり方審議会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第５２号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

それでは、議案第５２号について承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（４）議案第５３号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について、資料１０に基づき、説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 それでは 議案第５３号甲賀市図書館協議会委員の委嘱について、その提案理由を申しあげます。

甲賀市図書館協議会委員の委嘱については、甲賀市図書館条例第８条第３項の規定により、教育委員会が委嘱することになっております。同協議会は、利用者の要望を図書館運営に反映させるため設置しておりますとともに、甲賀市図書館サービス計画第２次計画及び甲賀市子ども読書推進計画第３次計画に基づく図書館運営の推進に関する施策の点検、評価をいただくため、専門的知識や学識経験を有する者で組織し、別紙のとおり、再任７名、新任４名の１１名の方に委員として委嘱するものです。任期は令和３年８月１日から令和５年７月３１日までの２年間です。

以上、議案第５３号甲賀市図書館協議会委員の委嘱についての提案理由とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

教育長

ただ今、議案第５３号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第 5 3 号について決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

 続きまして、請願第 1 号中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願について説明を求めます。

次長（学校教育担当） 請願第 1 号中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願については、2021 年 6 月 16 日付けで子どもと教科書 市民・保護者の会事務局 [REDACTED] から提出のあった別紙請願文書について、甲賀市教育委員会会議規則第 10 条第 4 項の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものです。

 では、請願書のその概要を申し上げます。

 これは、子どもと教科書 市民・保護者の会事務局 [REDACTED] より教育長宛に提出されたもので、以下の 7 点について請願されています。1 点目は、自由社歴史教科書は選定・採択しないことについてです。2 点目は、育鵬社歴史教科書を選定・採択しないことについてです。3 点目は、歴史教科書は自由社・育鵬社以外の教科書の中から、「人権・平和・共生」をもっとも大切にしている教科書を採択することについてです。4 点目は、現場教員が希望する教科書を採択することについてです。5 点目は、教科書展示会における市民アンケートの意見も参考にして選定作業を進め、採択することについてです。6 点目は、コロナ禍ではありますが、最大限の対策をして教科書展示会を開催し、市民が意見をかけるようにすることについてです。最後に 7 点目は、コロナ禍ではありますが、最大限の対策をして、市民が教育委員会の採択会議を直接傍聴できるようにすることについてです。

 以上、請願第 1 号中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願についての概要説明とさせていただきます。

 慎重審議のうえ、請願の処理方針について、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、請願第 1 号について説明を受けました。何かご意見等ござ

いませんでしょうか。

松山委員 請願事項の中の（１）（２）（３）につきましては、特定の教科書について採択する採択しないという請願になっています。特定の教科書に関する内容は採択しないほうが良いのではないかと考えます。文部科学省から通知が出ていたと思いますが、その点に関して確認していただけますか。

学校教育担当次長 令和３年３月３０日付けで文部科学省初等中等教育局長より通知が出ております。「教科書採択における公正確保の徹底等について」になります。通知の中で「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とありますので、教科用図書採択に当たっては中立、公正・公平で静ひつな環境確保が求められていると考えております。

教育長 松山委員、どうでしょうか。

松山委員 わかりました。その点については、本市においても採択に当たっては文部科学省の通知に基づいて進めるべきかと思います。

教育長 ほかにご意見はありますか。

野口委員 （１）（２）（３）についてですが、私も昨年度も関わらせていただいた経過もあり、文科省が出している通知を熟知したうえで、通知に基づいて考えるべきと考えます。ただ、請願に書かれています「人権・平和・共生」は非常に大切なテーマです。第二採択地区として現代的な課題として挙げられていますし、昨年度は課題がもっとあったように思いますが、今年はどのようなになっていますか。

次長（学校教育担当） 本年度も本採択地区では、「多様性の尊重」「人権尊重」「世界平和」「いじめ」「環境」等の現代的な諸課題について工夫・配慮がなされているかを、本採択地区独自の観点として選定を進めております。本年度もこのことに十分留意して選定・採択作業を進めていくことが協議会において確認されています。

教育長 野口委員、いかがですか。

野口委員 わかりました。その基本を踏まえたうえで、「人権尊重」「多様性の尊重」「世界平和」「環境」「いじめ」は第二採択地区にとっても非常に大事な課題でありますので、これから中学校社会科歴史分野の教科書採択するうえで、十分に現代的課題を考えながら選びたいと考えています。

教育長 ほかにどうでしょうか。

山脇委員 4番目の、現場教員が希望する教科書を採択してほしいということについて質問させていただきたいと思います。教科用図書について調査いただく方は現場の先生であると昨年度お聞きしましたが、ただ、現場教員が希望する教科書ということになりますと、教員によって様々なご意見があると思います。一部の意見によって左右されることはあってはならないと思いますので、調査委員の方は、その点について、どのように調査されているのかお聞かせいただけますか。

次長（学校教育担当） 委員おおせの通り、本年度も本採択地区調査委員会の調査委員長および調査委員は、すべて現場の教員です。現場の先生方の様々な声は調査員も十分反映させていただいていると考えております。昨年度の採択において話がありましたが、現場教員が希望する教科書ということではなく、子どもの教育にとって、よりよい教科書が採択できるよう、公正・公平にすべての教科書について調査いただいているということを確認しております。

山脇委員 わかりました。私も子どもの教育にとってよりよい教科書が採択できることが一番良いと考えますので、公正・公平な教科書の採択に努めたいと考えます。

教育長 ほかにありますでしょうか。

野口委員 5番目、6番目の教科書展示会ですが、市民・保護者のアンケートなど、意見を大切にすることは非常に大切なことだと思います。一方的に決めるよりも意見を聞いて尊重する、しかし、公平公正に採択することが基本ですので、しっかりと基本を踏まえて考えたいと思います。

藤田委員 今の意見に関わって、6番目に最大限の対策をして教科書展示会を

開催とあります。展示会はすでに甲南図書交流館で開催されていたかと思いますが、展示会場では、どのような新型コロナウイルス感染症対策をなされたか教えてください。

次長（学校教育担当） 今年度の教科書展示会は、令和３年６月４日から７月１日まで甲南図書交流館で開催いたしました。来館いただいた方には、手指の消毒とマスク着用、発熱がないか等の確認などの感染症対策を行って開催いたしました。また、密にならないように考慮して展示スペースの机の配置は、可能な限り間隔を広くとるよう配慮いたしました。

松山委員 今もコロナ対策に関して聞かれましたが、定例会でも傍聴に来ていただくときには、感染症の対策をしたうえで傍聴していただいています。昨年度から対策を行っていただいています。本年度は傍聴に来ていただいた場合の感染症対策や会場で配慮する点などについて、事務局の対応はどうされるのでしょうか。

教育総務課長 本日も定例会の傍聴に入っております。傍聴者の人数制限はしていませんが、傍聴者に対しては、玄関を入ったところで検温をしていただいています。手指の消毒とマスク着用をお願いし、先ほどもお声をかけさせていただきましたが、発熱や体調不良がないかなど健康状態を必ず確認しております。

そして、新型コロナウイルス感染防止のために、三つの密、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声などの密接が発生しないように、本日も窓やドアを開けるなど感染予防に配慮しております。

松山委員 それでは、対策をしたうえで傍聴に入っていただくということですね。

教育総務課長 十分対策をとったうえで傍聴していただいています。

教育長 他にいかがですか。よろしいでしょうか。

各委員からたくさんのご意見をいただきました。お聞きしていますと請願書の（１）から（６）までについては、採択における中立、公正・公平で静ひつな環境確保等の観点に反するという意見だったと思います。他に意見等はございませんか。

（全委員 意見等なし）

教育長 それでは採決に移らせていただいてよろしいですか。

（全委員 意見等なし）

教育長 本件についての採決の取り方ですが、（１）から（７）までの項目について、一括として挙手で採決としてよろしいでしょうか。

（全委員 意見等なし）

教育長 それでは、請願第１号中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願について可否を取ります。請願に賛成される方は挙手をお願いします。

（全委員 挙手なし）

教育長 挙手なしということで請願書は否決されました。なお、多くの委員よりご意見をいただきましたので回答書として取りまとめ、通知させていただきます。よろしいですか。

（全委員 意見等なし）

教育長 それでは、委員の皆様からのご意見に基づき、事務局でよろしくお願いします。

教育長 続きまして、４．その他・連絡事項に移ります。（１）市内小中学校の行事等について、説明をお願いします。

学校教育課長 「令和３年度運動会、体育祭、体育大会」の予定についてご案内を申し上げます。資料の学校名、開催日、開催時間、終了時間、この日程により運動会を開催させていただきます。今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響がありますので、全校の対応といたしまして、半日開催、来賓なしを基本としております。また、各校では保護者と子どもの動線が交わらないよう保護者観覧エリアを設ける、保護者用トイレと子供用トイレを分ける、徒競走ゴール付近に保護者が密にならないように白線を描くなどして呼びかける、複数個所に消毒液を置く等々、各校でそれぞれ取り組みの工夫をしながらして開催をさせていただきます。

表の中で、午後まで時間が及んでいる学校もありますが、こちらは地域との合同開催や学校規模によりこのような日程になっています。運動会等の連絡は以上でございます。

次に、資料裏面の「令和３年度甲賀市内の小中学校修学旅行」の予定でございます。こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、各校資料中央部に書いてあります旅行日で予定をしております。行先は、県内をはじめ、京都、奈良、和歌山、伊勢、鈴鹿、大阪、兵庫、広島、静岡、長野といった計画となっております。修学旅行ガイドラインに従って実施をさせていただくということです。以上、連絡といたします。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。続きまして、（２）令和３年第９回（８月定例）甲賀市教育委員会について及び（３）甲賀市教育委員会委員協議会について、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 （２）令和３年第９回（８月定例）甲賀市教育委員会につきましては、令和３年８月１１日（水）１４時から開催させていただきます。また（３）甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、事務事業継続計画ＢＣＰに基づき、８月の開催は見合わせます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、以上をもちまして、令和３年第８回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後３時５３分〕